

## 議案第 29 号

大分市の公の施設を日出町の住民が利用することに関する協議について

大分市の公の施設を日出町の住民が利用することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 3 第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 5 年 2 月 28 日 提 出

日出町長 本 田 博 文

### 1 公の施設の名称及び所在地

次の表のとおり

名 称	所在地
大分市民図書館	大分市金池南一丁目 5 番 1 号
大分市民図書館コンパルホール分館	大分市府内町一丁目 5 番 38 号
大分市鶴崎市民行政センター 図書室	大分市東鶴崎一丁目 2 番 3 号
大分市植田市民行政センター 図書室	大分市大字玉沢 7 4 3 番地の 2

### 2 利用方法

利用に係る公の施設に関する条例、規則等の定めるところによる。

### 3 経費の負担

公の施設の管理に要する経費は、大分市の負担とする。

## 理 由

大分市の公の施設の一部を日出町の住民が利用することについて、協議したいので提出する。